

個人情報ファイル簿（単票）

【健康推進課・介護保険室】

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	藍住町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進課 介護保険室	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者台帳の作成・資格管理、介護保険被保険者証の交付・再交付、第1号被保険者保険料賦課・徴収に関する事務（含給付制限・減免）、第1号被保険者保険料還付に関する事務、災害等による減免事務（保険料、利用者負担）、介護保険要介護・要支援認定事務、介護保険給付事務（福祉用具購入費、住宅改修費、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費相当、高額介護合算サービス費、高額医療合算介護予防サービス費相当支給）、負担限度額認定事務、介護保険給付適正化事務、居宅サービス計画作成届出依頼届出書受付事務、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用負担者軽減事業事務を行うため	
記録項目	1 被保険者情報（氏名、住所、カナ氏名、個人番号、生年月日、性別）、2 生活保護受給有無、3 施設情報、4 所得情報（被保険者及び世帯員）、5 保険料収納情報、6 口座情報、7 負担限度額認定情報（申請者、届出者、申請者の配偶者、預貯金額（申請者、配偶者）、所得（申請者、配偶者、世帯員）、連絡先、判定結果）、8 給付実績情報、9 給付管理票情報、10 給付支給決定情報、11 認定申請情報（申請者、前回認定結果、主治医、提出代行者）、12 認定情報、13 ケアプラン作成事業所情報、14 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用負担者軽減事業情報（申請者、届出者、事業実施法人、判定結果、事業利用者）	
記録範囲	第1号及び第2号被保険者、介護保険サービス費等の給付を受けている介護保険認定者	
記録情報の収集方法	本人、親族、代理人、住民基本台帳システム、徳島県国民健康保険団体連合会、介護認定審査会、福祉事務所、介護保険等事業所、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他市町村、徳島県国民健康保険団体連合会、福祉事務所、主治医、介護支援専門員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 藍住町総務課	
	（所在地） 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和7年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【健康推進課・介護保険室】

個人情報ファイルの名称	介護保険認定審査会資料作成システム	
行政機関等の名称	藍住町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進課 介護保険室	
個人情報ファイルの利用目的	介護認定審査会事務を行うため	
記録項目	1 認定申請書情報（被保険者氏名、カナ氏名、住所、生年月日、性別、前回認定情報、主治医）、2 認定情報、3 調査票特記事項、4 主治医意見書、5 調査票被保険者概況（主訴）	
記録範囲	65 歳以上の要介護認定及び要支援認定申請者、40 歳以上 64 歳以下の法に規定する特定疾病を持つ要介護及び要支援認定申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、主治医、その他認定関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	藍住町板野町上板町介護認定審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 藍住町総務課 （所在地） 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【健康推進課・介護保険室】

個人情報ファイルの名称	障害者控除対象者認定台帳	
行政機関等の名称	藍住町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進課 介護保険室	
個人情報ファイルの利用目的	障害者控除対象者認定申請書交付事務	
記録項目	1 要介護（要支援）認定情報（被保険者氏名、住所、生年月日、性別、認定結果）2 申請者情報（申請者氏名、住所）	
記録範囲	障害者控除申請者及び認定者	
記録情報の収集方法	本人、申請者、代理人、介護保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (名 称) 藍住町総務課	
	(所在地) 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【健康推進課・介護保険室】

個人情報ファイルの名称	要介護認定ソフト	
行政機関等の名称	藍住町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進課 介護保険室	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険要介護認定・要支援認定事務、介護保険給付に伴う国民健康保険団体連合会への認定情報提供を行うため	
記録項目	1 認定申請書情報（被保険者氏名、カナ氏名、住所、生年月日、性別、前回認定情報、主治医、認定調査員、特定疾病）、2 認定情報、3 主治医意見書記載の認知症高齢者自立度、4 訪問調査項目	
記録範囲	65 歳以上の要介護認定及び要支援認定申請者、及び 40 歳以上 64 歳以下の法に規定する特定疾病を持つ要介護及び要支援認定申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、主治医、認定調査員、その他認定関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	徳島県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (名 称) 藍住町総務課	
	(所在地) 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日